

宮崎市条例第1号

宮崎市行政不服審査条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき設置する宮崎市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織、運営その他法（他の法令において準用する場合を含む。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法令又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(合議体)

第6条 審査会は、委員のうちから、審査会が指名する者3人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

- 2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

(専門委員)

第7条 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 第3条第4項の規定は、専門委員について準用する。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(規則への委任)

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(弁明書の添付書類)

第10条 処分庁は、法第29条第2項の規定により審理員から弁明書の提出を求められた場合において、次に掲げる書面を保有するときは、同条第3項第1号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

(1) 宮崎市行政手続条例（平成8年条例第33号）第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書

(2) 宮崎市行政手続条例第27条第1項に規定する弁明書

2 前項の規定により添付された書面については、これを法第38条第1項に規定する提出書類等とみなして、法及びこの条例の規定を適用する。

3 前2項の規定は、審査庁が法第9条第1項第3号に掲げる機関である場合について準用する。

(手数料等)

第11条 法第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。）及び法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付に係る手数料は、無料とする。この場合において、当該交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該写し又は書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。